

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 定款

平成23年12月 2日 制定
平成27年 6月 5日 改定
令和 元年 6月 7日 改定

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目的)

第3条 本会は、神奈川県地域において建築士法（昭和25年法律第202号）第27条の2に基づく団体（以下「法定団体」という。）として、建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(規律)

第4条 本会は、法定団体としての理念に基づき、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 建築士法に基づく、設計等の業務に係る契約の内容の適正化その他建築主の利益の保護を図るために必要な建築士事務所の開設者に対して行う指導、勧告その他の業務
- 二 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情を解決する業務
- 三 建築士法に基づく、建築士事務所の開設者に対する業務の運営に関する研修及び建築士事務所に所属する建築士に対する設計等の業務に関する研修業務
- 四 建築士法に基づき、神奈川県知事から指定を受けて行う建築士事務所の登録及び閲覧業務
- 五 建築士法に基づく登録講習機関からの受託業務
- 六 事故又は災害を防止し、人命及び財産の安全を確保することを目的とした官公庁等からの受託業務
- 七 官公庁への建議及び内外の関係諸団体との交流
- 八 建築士事務所の業務の適正な運営及び建築士事務所に設計等を委託する建築主の利益保護に関する調査・研究・広報業務
- 九 会員建築士事務所及び所属する建築士等の福利厚生向上に資する事業
- 十 県民の建築知識の普及及び啓発の事業

- 十一 耐震診断調査等に関する事業
- 十二 前各号の事業に関する図書並びに印刷物等の刊行及び頒布
- 十三 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第6条 本会の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告が出来ない場合は官報に掲載する方法による。

(機関の設置)

第7条 本会は、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(種別)

第8条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員 建築士法に基づき神奈川県知事又は神奈川県知事から指定を受けた指定事務所登録機関の登録を受けた建築士事務所の開設者
- 二 賛助会員 本会の事業を賛助する個人、法人又は団体

(入会)

第9条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

- 2 前条第1項の正会員は、本会に対してその権利を行使する者1名を当該建築士事務所の開設者又はそこに所属する者の中から指定代表者として定めなければならない。
- 3 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。
- 4 第1項に規定する入会申込みがあったときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

(入会金及び会費)

第10条 前条の承認を得た者は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第11条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第14条第1項各号の一の規定又は理事会が別に定める懲戒規程の懲戒事由に該当するおそれがある場合は、理事会の承認を得なければ退会できない。

(会員資格の喪失)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき。
- 二 死亡したとき又は建築士事務所を廃業若しくは解散したとき。

- 三 建築士事務所の登録を取り消されたとき。
- 四 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- 五 正当な理由なく会費を6カ月以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- 六 除名されたとき。
- 七 総正会員の同意があったとき。

(懲戒)

第13条 懲戒は、次の4種とする。

- 一 文書注意
 - 二 会員の資格停止
 - 三 退会勧告
 - 四 除名
- 2 会員が、理事会が別に定める懲戒規程の懲戒事由に該当する行為をしたときは、除名を除き理事会の決議を経て懲戒することができる。

(除名手続)

第14条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経て除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 本会の定款又は規則に違反したとき。
 - 二 理事会が別に定める倫理規程に違反する行為等により本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
 - 三 その他正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の責務)

第15条 会員は、名称、所在地及び指定代表者等、本会に届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに届け出なければならない。

- 2 第5条第1項第二号に掲げる事業に関して、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求められた会員は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
- 3 会員は、この定款及び倫理規程に定める理念と規範に則って行動し、本会が目的達成のために実施する事業に積極的に参加するよう努めなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第16条 会員が第12条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総 会

(総会の種別)

第17条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって法人法に定める社員総会とする。

(総会の構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の権限)

第19条 総会は、次の事項を決議する。

- 一 会費及び入会金の金額
 - 二 会員の除名
 - 三 役員を選任及び解任
 - 四 役員報酬の額
 - 五 定款の変更
 - 六 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - 七 解散及び残余財産の帰属
 - 八 合併、事業の全部の譲渡
 - 九 理事会において総会に付議した事項
 - 十 その他総会で議決するものとして法令又はこの定款に定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第21条第4項の書面に記載した目的及び審議事項以外は、決議することができない。ただし、法人法第55条第1項又は第2項に規定する者の選任についてはこの限りではない。
- 3 総会は、会員に剰余金又は残余財産を分配する旨の決議をすることができない。

(総会の開催)

第20条 定時総会は、毎年1回、事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をし、理事会が認めたとき。
- 二 正会員の5分の1以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
- 三 前号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
 - イ 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - ロ 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(総会の招集)

第21条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 前項の理事会の決議を要する事案は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 総会の日時及び場所
- 二 総会の目的及び審議事項
- 三 総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- 四 前各号に掲げるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定め

る事項

- 3 会長は、前条第2項第二号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することが出来ることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第23条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の決議)

- 第24条 総会の議事は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。
- 2 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。

(総会における書面表決等)

- 第25条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、総会日時の直前の業務時間の終了時まで書面又は電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

- 第26条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を含む議事録を書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
- 一 開催日時及び場所
 - 二 正会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - 三 審議事項及び議決事項
 - 四 議事の経過の要領及びその結果
 - 五 出席した理事、監事の氏名
 - 六 議長及び議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
 - 七 議事録署名人の選任に関する事項
 - 八 その他法務省令で定める事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選出された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

(役員の種類及び定数)

第27条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事 25名以上30名以内
 - 二 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、7名以内を副会長とし、専務理事、常務理事各1名を置くことができる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任等)

第28条 役員は、総会の決議によって各々選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事並びに常務理事は、理事の中から理事会において選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 役員から辞任の申し出があったときは、理事会に報告する。
- 6 役員に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、本会の業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。また、その順位については別に定める。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 5 常務理事は、本会の業務を分担執行する。
- 6 理事会は、会長及び専務理事並びに常務理事以外の理事の中から、業務を分担執行する理事を選任することができる。
- 7 専務理事、常務理事及び前項に規定する業務を分担執行する理事は、法人法第91条第1項第二号に規定する業務を執行する理事とする。
- 8 業務を執行する理事の分担は、理事会が別に定める。
- 9 会長、専務理事、常務理事及び第6項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
- 二 業務及び財産並びに会計の状況を監査すること。
- 三 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならないこと。
- 四 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- 五 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集

通知が発せられない場合には、直接理事会を招集すること。

六 理事会が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときには、その調査の結果を総会に報告すること。

七 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

八 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第31条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても、第27条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第32条 役員は、総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経て行われなければならない。

(役員報酬)

第33条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て別に定める。

(取引制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

一 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

二 自己又は第三者のためにする本会との取引

三 本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任免除)

第35条 本会は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得られる額を限度として、免除することができる。

(名誉会長等)

第36条 本会に、名誉会長、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 名誉会長は、総会において任期を定めた上で選任する。

- 3 顧問、相談役及び参与は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 4 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長等の職務)

第37条 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。ただし、議決に加わることはできない。

(理事会の権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職
 - 二 業務を分担執行する理事の選定及び解職並びにその権限の決定
 - 三 理事の職務執行の監督
 - 四 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - 五 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - 六 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - 一 重要な財産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 重要な使用人の選任及び解任
 - 四 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - 六 第35条の責任の免除

(理事会の種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 一 会長が必要と認めたとき。
 - 二 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - 三 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

四 第30条第五号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第41条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第三号により理事が招集する場合及び前条第3項第四号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第二号又は第四号前段の規定による招集の請求があった場合、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を臨時理事会の日とする理事会の招集を通知しなければならない。

3 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに、各役員に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は役員の中全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第42条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第43条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議)

第44条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(理事会の決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第9項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第48条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 入会金及び会費
- 二 寄付金品
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる収入
- 五 その他の資産

(資産の管理及び運用)

第49条 本会の資産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議を経て会長が定める。

(事業年度)

第50条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第51条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出することができる。この場合における収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第52条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書
 - 三 貸借対照表
 - 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号及び第四号の書類については、定時総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第三号及び第四号の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類及び監査報告は主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - 4 本会は定時総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより貸借対照表を公告しなければならない。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経て変更するこ

とができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条、第5条第1項第一号から第三号、第8条第1項第一号及び第9条第4項の定めは、建築士法第27条の2及び第27条の3の改正がない限りこれを変更することができない。

(合併)

第54条 本会は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を経て他の法人法上の法人との合併をすることができる。

(解散)

第55条 本会は、法人法第148条第一号、第二号及び第四号から第七号に規定する事由によるほか、総会において、総正会員の議決権の3分2以上の決議を経て解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第56条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 本会は剰余金の分配を行うことはできない。

第8章 委員会及び支部

(委員会)

第57条 本会の事業を推進するために必要があるときは、会長は理事会の決議を経て委員会を設置することができる。

- 2 委員会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(支部)

第58条 本会は、理事会の決議を経て必要な地に支部を置くことができる。

- 2 支部は、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。
- 3 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第59条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第60条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、法令の定めによるものとする。

(個人情報の保護)

第61条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、法令の定めによるものとする。

第11章 補 則

(委任)

第62条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則 (平成23年12月2日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事は上原伸一とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 社団法人神奈川県建築士事務所協会の諸規程等は、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会の諸規程等として引き継ぐものとして、法人格の表記は、読み替えるものとする。

附 則 (平成27年6月5日 一部改正)

1 この改正は、平成27年6月5日から施行する。

附 則 (令和元年6月7日 一部改正)

1 この改正は、令和元年6月7日から施行する。